

基本診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年二月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>第三 初・再診料の施設基準等</p> <p>一〇三の七 (略)</p> <p>三の八 医療DX推進体制整備加算の施設基準</p> <p>(1) 医療DX推進体制整備加算1の施設基準</p> <p>イ〇ハ (略)</p> <p>ニ 電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制又は調剤した薬剤に関する情報を電磁的記録として登録する体制を有していること。</p> <p>ホ〇リ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 医療DX推進体制整備加算4の施設基準</p> <p>(1)のイからハまで及びホからリまでに掲げる施設基準を満たすものであること。</p> <p>(5) 医療DX推進体制整備加算5の施設基準</p> <p>イ (1)のイからハまで、ホ及びトからリまでに掲げる施設基準を満たすものであること。</p> <p>ロ 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係る必要な実績を有していること。</p> <p>(6) 医療DX推進体制整備加算6の施設基準</p> <p>イ (1)のイからハまで、ホ、ト及びチに掲げる施設基準を満たすものであること。</p> <p>ロ 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係る実績を有していること。</p> <p>三の九〇十一 (略)</p> | <p>第三 初・再診料の施設基準等</p> <p>一〇三の七 (略)</p> <p>三の八 医療DX推進体制整備加算の施設基準</p> <p>(1) 医療DX推進体制整備加算1の施設基準</p> <p>イ〇ハ (略)</p> <p>ニ 電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制を有していること。</p> <p>ホ〇リ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三の九〇十一 (略)</p> |
| <p>第九 特定入院料の施設基準等</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十一の二 地域包括ケア病棟入院料の施設基準等</p>  | <p>第九 特定入院料の施設基準等</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十一の二 地域包括ケア病棟入院料の施設基準等</p>   |

(1) ～ (19) (略)

(20) 地域包括ケア病棟入院料の注9に規定する厚生労働大臣  
が定める日

(略)

(21) ～ (24) (略)

十二 ～ 二十一 (略)

別表第十一 短期滞在手術等基本料に係る手術等

一・二 (略)

三 短期滞在手術等基本料3を算定する手術、検査又は放射線治  
療

(略)

K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼拳筋前転法

(略)

(1) ～ (19) (略)

(20) 地域包括ケア病棟入院料の注10に規定する厚生労働大臣  
が定める日

(略)

(21) ～ (24) (略)

十二 ～ 二十一 (略)

別表第十一 短期滞在手術等基本料に係る手術等

一・二 (略)

三 短期滞在手術等基本料3を算定する手術、検査又は放射線治  
療

(略)

K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼(けん)拳筋前転法

(略)